官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容並びに協議の結果を公表する件（総務一五四）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、企業年金基金合併・変更、地方職員共済組合定款の一部変更、型式適合認定関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人関係　四七
会社その他
会社決算公告　四九

告　示

○総務省告示第百五十四号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年四月十二日

総務大臣　片山　善博

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（平成22年度第４次（３月）及び平成23年度第１次（３月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ

第５　歳入歳出年次総合計画

１　一般会計等の実質収支

（1）　一般会計：次のとおり変更する